

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 296 回

マイナス金利の効果は出たのか、円高は続くのか、株安は止まるのか、中国の経済はどうなるのか、原油安は止まるのか、消費税率UPは実行されるのか。

正月早々混迷の日本経済、そして世界経済ですね。

皆さんも、対応の仕方に苦慮されていることと思います。(法人企業統計(財務省)でもこの10~12月の売上高も経常利益もそろって前年同期比マイナスになりました。これは4年ぶりのことです)

ところで、小企業のマネジメントについて一言お話しします。

小企業は戦略を必要とする。小企業は限界的な存在にされてはならない。その危険は常にある。したがって生き残るためには、際立った存在となるための戦略を持たなければならない。ニッチ(うちしかない事業)を見つけなければならない。

現実にはほとんどの小企業が戦略を持たない。機会中心でなく問題中心である。問題に追われて日を送る。

“だからこそ小企業の多くが成功できない”

- ① 小企業のマネジメントに必要とされることは「われわれの事業は何か、何であるべきか」を問い、答えることである
- ② 企業は自らの規模を知らなければならない  
 同時に、その規模が適切か、不適切かを知らなければならない

これはP・F・ドラッカーのマネジメント論です。

でも、なかなかポイントをついていますね。

参考にしてください。

前田の《今人生を語る》第 201 回

めざめよ日本人 (123)

水五訓(人の生き方)について下記します。

非常に参考になるのではないかと思います。

- 1. 自ら活動して、他を動かしむるは「水」なり
- 2. 常に己の進路を求めて止まざるは「水」なり
- 3. 障害にあい激しくその勢力を百倍し得るは「水」なり
- 4. 自ら潔うして他の汚れを洗い、清濁併せ容るるの量あるは「水」なり
- 5. 洋々として大洋を充たし発しては蒸気となり雲となり雨となり雪と変じ霰あられと化し擬ぎようしては玲瓏たる鏡となり而も其性を失わざるは「水」なり

【中小企業投資促進税制 “上乗せ措置”】

浦野 秀央

今回ご紹介する「中小企業投資促進税制(以下中促)」は、中小企業者等に向けて平成10年6月1日から施行されている税制ですが、平成26年1月20日から平成29年3月31日の間は“上乗せ措置”と呼ばれる手厚い控除が受けられます。

期間に注意しつつ、これから投資を検討する際にご参考ください。

- (1) 対象設備要件(中促の対象設備であり、かつ以下のA類型またはB類型に該当するもの)

A 類型 (先端設備)	B 類型 (生産ラインやオペレーションの改善に資する設備)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・最新モデル</li> <li>・生産性向上(年平均1%以上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資計画における投資利益率が年平均15%以上(中小企業者等は5%以上)</li> </ul>

- (2) 取得価額要件

機械装置	すべて(1台160万円以上)
ソフトウェア	一定のソフトウェア(複数合計70万円以上)
器具備品	一定の電子計算機(複数台計120万円以上) 一定のデジタル複合機(1台120万円以上) 一定の試験又は測定器機(1台30万円以上かつ複数台計120万円以上)
工具	一定の測定工具及び検査工具(1台30万円以上かつ複数台計120万円以上)

- (3) 要件を充たしたときの償却限度額・税額控除限度額

資本金 3,000 万円以下の法人等及び個人事業者	資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人
取得価額の即時償却または取得価額の 10% にあたる額が税額控除	取得価額の即時償却または取得価額の 7% にあたる額が税額控除

対象設備要件のA類型、B類型では税制を適用するための流れが異なっており、A類型は設備メーカー等から工業会等の証明書の取得が必要で、B類型に関しては公認会計士・税理士による投資計画案の内容確認の後に経済産業局の確認書の取得が必要です。

また、投資対象の設備を取得する際に補助金を受けていたとしても、取得価額から補助金を控除した金額が取得価額要件を充たしている場合は、この税制が使えます(一部使えない補助金もあります)。尚、補助金の代表的なものとして「ものづくり補助金」があり、活用される際は前田会計にご相談ください。